

轉換期の生命保険法人契約論

一新・中小企業と生命保険法人契約一

法令出版

はじめに

本書は、筆者が連載中（2020年10月10日現在）の以下3紙誌をベースに、加筆修正及び書き下ろしたものである。

連載中3紙誌

『法令解釈通達以後の生命保険法人契約』 「税務会計」 税務経営研究会
『保険業の過去・現在と不明の未来』 「税経通信」 税務経理協会
『法人保険 新時代の提案ポイント』 「保険情報」 保険社

生命保険法人契約は令和元年法令解釈通達により相当の影響を受けた。その問題の本質は何か？ さらにこの方向性は今後何をもたらすだろうか？

本書は、上記の問題を、①生命保険のリスクマネジメントにおける位置づけ ②（事例としての）生命保険商品の数値的シミュレーションによる徹底した検証により明らかにしようとしたものである。更にこの①及び②をもとに、生命保険法人契約の加行動における保険税務の位置づけを結論としている。

その結果は、保険税務が「含み資産（含み益を織り込んだ解約返戻金）」効果による「インセンティブ」から、加行動に「中立」の時代へ転換したとの認識である。

さてすると次なる問題は何だろうか？ 保険税務の観点でいうと、養老保険法人契約の契約形態別税務間の不整合問題及び「契約者変更プラン」があげられる。これは方向性から推測される課題である。本書は、これらの問題についても筆者の見解を示している。

次に生命保険本来の意義という観点からいうと、今後リスクマネジメントにおける生命保険法人契約の位置づけが明確になり、改めてその制約した範囲が明瞭になるという問題があげられる。一方で、この制約された範囲については、これまで実は注力されてこなかった分野であるという認識が浮上する。これについても筆者の見解を示した。

最後に、前著『中小企業と生命保険法人契約』（2019年3月）について触れておきたい。

当該書籍については、高評価をいただいた一方で「実務的アプローチが不足している・実務がわかっていない」というご指摘をいただいた。本書では、このご指摘を受けて（ご指摘をいただいた方の方向性とは逆になるが）記述について気を付けることに留意した。この点について説明しておきたい。

筆者は確かに過去、生命保険会社の社員であった。その間、営業推進の立場でもあったし、現場にいて担当していたりしたこともある。その意味で実務にいたことのある人間である。しかし、これらの経験は既に10年以上前の話である。保険会社退職以降、筆者は「中小企業における生命保険法人契約」を含めて、保険加入行動を俯瞰的に検証すること、さらにそれらの社会的意義について研究するために大学院に進み、最終的に博士（政策学）の学位をえた。その意味で、筆者は実務から離れており、また、実務的なあるいは推進的な視点から書籍を著してしないことを明確にすべきと思った。前著で指摘をいただいたことを私なりに解釈すると、中途半端に実務的な色彩が記述ににじみ出ているためと思う。一番避けるべきは、実務にいない人間が「実務がわかったようなふりをする」記述である。前著はその点で、そのような色彩が残っていたのだと思う。

今回の「転換期の生命保険法人契約論」は、実務に取り入るような視点で記述していない。徹底した数値検証や税務解釈の論理に徹した。その意味で実務の方を含めて読者の方への問題提起にはなったと思う。筆者の意図は、令和元年法令解釈通達以後の生命保険法人契約の社会的意義と方向性である。「マクロの方向性」と「ミクロの行動」はともに重要な視点である。その意味で本書は前者に徹した。転換期の今、これが重要な視点と考えたためである。本書が、生命保険法人契約の社会的意義を改めて考える機会となれば幸いである。

2020年10月

小山 浩一

目次

第Ⅰ部 生命保険法人契約の概要

第1章 令和元年「法令解釈通達」以後の生命保険法人契約——	2
保険税務の位置づけ問題……………	2
所得の計算における原則的考え方……………	4
生命保険の保険料と生命保険法人契約に関わる資産計上ルール……………	5
法令解釈通達の原則的考え方……………	6
本書の構成……………	8
第2章 生命保険の基本的概念——	9
保険の分類……………	9
死亡保険と生存保険……………	10
死亡保険 (10)	
「定期保険」商品区分による税務上規定の変更 (11)	
ピーク時解約返戻率による税務上区分 (12)	
養老保険 (13)	
終身保険 (14)	
保険期間と保険料支払期間……………	14
第3章 中小企業経営者の想定するリスク分類と対処方法——	16
経営者の想定するリスク……………	16
経営者の人的リスクと企業の存続リスク……………	17
経営者は経営活動に従事しているが、	
企業が危機的事態（第一象限） (18)	
経営者が経営活動に従事できないために、	
企業が危機的事態（第四象限） (19)	

経営者は経営活動に従事できないが、 企業自体は通常状態（第三象限）（20）	
企業のリスクとその対処方法	20
経営者の想定リスク分類別対処方法	22
経営者は経営活動に従事しているが、 企業が危機的事態（第一象限）（22）	
経営者が経営活動に従事できないために、 企業が危機的事態（第四象限）（22）	
経営者は経営活動に従事できないが、 企業自体は通常状態（第三象限）（23）	
第4章 経営者を対象とした生命保険法人契約をどう評価するか	25
リスクマネジメント概念と経営者の想定リスク分類との関係	25
含み資産形成（第一象限）	26
「含み益率」に関する3種類の定義	26
生存退職金（第三象限）	28
死亡退職金（第三象限）	28
経営者の人的リスクにより企業が危機的事態（第四象限）	28
税務区分別生命保険法人契約（商品）の効果検証	31
第II部 税務区分別生命保険法人契約（商品）の効果検証	
第5章 返戻率50%以下区分	32
第1節 概要	32
定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い	32
10年定期保険の例	33
返戻金が生ずる例①—生活障害保障定期保険	34
返戻金が生ずる例②—重大疾病保障保険	38
全損タイプの商品分類	42
第2節 リスク移転—保険	43
第3節 リスク保有—内部資金	45
対象となるリスク分類	46
返戻率及び返戻金最大の範囲の検証	46
意味をどう見出すか？（47）	
期間10年定期保険と預金の組み合わせ（49）	
第6章 返戻率50%超70%以下区分	51
第1節 概要	51
生命保険法人契約（経営者保険分野）税務区分と位置づけ	51
最高解約返戻率50超70%以下区分の保険商品の事例	52
実額ベースに関する確認	55
率ベースによる確認	56
第2節 リスク移転—保険	56
評価機軸と税務区分	56
事業継続リスク及び死亡退職金準備	58
第3節 リスク保有—内部資金	60
第7章 返戻率70%超85%以下区分	62
第1節 概要	62
生命保険法人契約（経営者保険分野）税務区分と位置づけ	62
最高解約返戻率70超85%以下区分の保険商品の事例	63
実額ベースに関する確認	65
率ベースによる確認	67
第2節 リスク移転—保険	68
第3節 リスク保有—内部資金	71
第8章 返戻率85%超区分①—一定期間災害保障重視型定期保険	73
第1節 概要	73
生命保険法人契約（経営者保険分野）税務区分と位置づけ	73
税務上の取扱い	74
最高解約返戻率85%超区分「一定期間災害保障 重視型定期保険」の事例	74
実額ベースに関する確認（76）	
率ベースによる確認（78）	

第2節 リスク移転—保険	79
第3節 リスク保有—内部資金	82
第9章 返戻率85%超区分②——長期定期保険	84
第1節 概要	84
税務上の取扱い	84
最高解約返戻率85%超区分「長期定期保険」の事例	85
実額ベースに関する確認	88
率ベースによる確認	89
第2節 リスク移転—保険	91
第3節 リスク保有—内部資金	94
第10章 税務区分横断的にみる生命保険法人契約	96
第1節 リスク移転—保険	96
第2節 リスク保有—内部資金・その①	100
最高返戻率時点における検証	101
最高含み益率時点における検証	103
第3節 リスク保有—内部資金・その②	105
最高解約返戻金額時点における検証	105
最高含み益額時点における検証	108
第11章 保障目的による商品グループ分類別検討	111
「リスク移転—保険」の観点での商品分類	111
グループ別商品の評価	113
Cグループ商品分類	113
Bグループ商品分類	114
総合的商品検証結果	116

第Ⅲ部 経営者の必要保障をどう考えるか

第12章 「リスク移転—保険」の視点における必要保障額	118
生命保険法人契約のリスクカバー範囲	118
経営者の必要保障の二つの視点	119
バランスシート視点における検討	119
バランスシート視点における必要保障算出のための前提条件	121
実際の着地点	123
第13章 中小企業経営者の必要保障額	124
事業の流れを滞らせないお金	124
「経営者の人的リスクにより企業が危機的事態」に 備えるお金（簡便法）	125
キャッシュフロー視点の基本となる考え方	126
資金を用意するための保険金額の設定	129
キャッシュフロー視点による必要保障と運転資金相当の位置づけ	129
第14章 中小企業経営者の退職金	131
第1節 生存退職金	131
退職金支払い—企業サイドの影響	133
役員退職金の損金算入限度に関する適正額の算出	134
経営者の生存退職金と生命保険法人契約の関係	136
生存退職金の準備と生命保険法人契約「返戻率最高時点」	137
経営者の退職年齢想定範囲と生命保険法人契約	138
①100歳満了定期保険	(139)
②一定期間災害保障重視型定期保険	(139)
③一定期間災害保障重視型定期保険	(140)
④生活障害定期保険	(140)
⑤生活障害保障定期保険	(140)
⑥重大疾病定期保険	(141)
含み益準備の観点でみると	142

第2節 経営者の生存退職金を受取側からみると……………	143	法定外福利厚生の実情—企業側の狙い—	(172)
退職所得の性格	(143)	「福利厚生制度・施策の目的」における今後の動向	(174)
退職所得控除	(144)	福利厚生制度の内容別動向（実情と今後の方向性）	(174)
退職所得の事例	(145)	雇用形態の変化	(176)
退職所得の所得税と住民税	(146)	雇用形態の実態	(177)
所得税	(146)	非正規従業員への制度適用の現状	(178)
住民税	(147)	企業の経営課題と法定外福利厚生（項目）の関係	(180)
退職金の手取額は	(147)	少額短期保険等の検討……………	181
退職所得と給与所得	(148)	マッチしそうな保険をあたると……………	(182)
第3節 死亡による退任の場合……………	149	その1—先進医療給付特化型商品	(182)
第15章 中小企業経営者の独自ポジション……………	151	その2—女性疾病保障特化型商品	(183)
中小企業経営者のコントロール範囲とその位置……………	151	その3—がん保障特化型商品	(184)
役員報酬と退職金準備……………	152	第18章 弔慰金制度と生命保険……………	186
経営者個人の生涯手取所得……………	152	弔慰金制度の実施状況……………	186
役員報酬と退職金との配分……………	154	弔慰金制度と総合福祉団体定期保険……………	187
法人の税率上の問題を考慮すると……………	157	総合福祉団体定期保険とは……………	187
第16章 中小企業経営者の総合的必要保障……………	159	総合福祉団体定期保険の事例……………	189
経営者の退職金準備と生命保険の関係……………	159	総合福祉団体定期保険の二つのタイプ	(189)
リスクカバー範囲と生命保険法人契約……………	161	無配当タイプ団体定期保険の設定例	(190)
全項目を織り込んだ損益及び簡易キャッシュフロー試算……………	162	総合福祉団体定期保険に関する税務……………	192
運転資金相当を必要額とする場合の加算……………	165	契約形態と税務	(192)
第IV部 従業員の福利厚生と退職給付制度……………		死亡保険金と死亡退職金	(194)
第17章 福利厚生と退職給付制度の概要……………	168	死亡退職金の税務	(195)
福利厚生の概念……………	168	第19章 退職給付制度と生命保険法人契約……………	197
法定外福利厚生の現状……………	170	中小企業における退職給付制度の現状……………	197
労働費用の中の法定外福利厚生	(170)	中小企業における退職給付制度の概要……………	199
法定外福利費の内容	(170)	中小企業退職金共済制度	(199)
法定外福利厚生の現状及び就業者の高齢化・多様化と保険……………	172	確定給付企業年金	(200)
		企業型確定拠出年金	(200)
		退職給付制度における掛金負担と資産の帰属	(201)

退職給付資産と生命保険法人契約	201
第20章 ハーフタックスプラン	204
ハーフタックスプランの概要	204
退職給付とハーフタックスプラン (206)	
退職金制度準備形態 (206)	
退職金支給の実情(退職事由) (208)	
社外準備制度(中小企業退職金共済制度)と ハーフタックスプラン (210)	
甲慰金とハーフタックスプラン	211
ハーフタックスプランのその他の目的	212
ハーフタックスプランのもつ課題	215
第21章 養老保険法人契約税務の不可思議	217
養老保険の保険料構成	217
養老保険の契約形態別の税務	218
死亡率から確認すると	221
逆ハーフタックスプラン税務の不可思議	222
養老保険法人契約の保険料の税務への提言	223
第V部 保険契約締結後の諸課題	
第22章 生命保険契約の変更	226
払済保険への変更	226
延長定期保険への変更	228
減額	229
保険期間の短縮	229
契約者変更	229

契約者変更の留意事項	230
「低解約返戻金タイプ」とは	231
契約者変更を当初から織り込んだ法人契約の目的・対象	232
所得税基本通達36-37問題の所在と方向性	233
第VI部 おわりに	
終章 生命保険法人契約の意義と税務の位置づけ	236
生命保険法人契約に税務は中立か、インセンティブか?	236
生命保険法人契約の加入と課税関係の認識	236
課税関係は「インセンティブから中立へ」	239
中小企業経営者の想定するリスク分類と生命保険法人契約	240
今後の生命保険法人契約の方向性	241
結果想定から考えると	244
被害想定から考えた場合の生命保険の位置	246
巻末資料	247
【巻末資料1】生命表 (249)	
【巻末資料2】保険税務関連通達類(抜粋) (266)	
【巻末資料3】保険数表 (274)	

第I部

生命保険法人契約の概要

第1章

令和元年「法令解釈通達」以後の生命保険法人契約

本書では、中小企業における生命保険法人契約の意義や位置づけを整理していく。対象が「生命保険法人契約」というと、法令解釈通達、中でも令和元年6月28日に発遣された「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）」の理解やその影響問題に焦点が当たりやすい。しかし、ここでの狙いは、法令解釈通達そのものではなく（もちろん必要なのでそれも取り上げるが）、それを前提とした中で、そもそも中小企業経営者が生命保険を法人契約で利用することにより、何が実現できるのかを明確にすることにある。

生命保険法人契約によって「実現できる何か」の一部は、税務に影響を受ける。しかし、それほど大きく受けない部分も存在する。これらを明らかにしていこう。

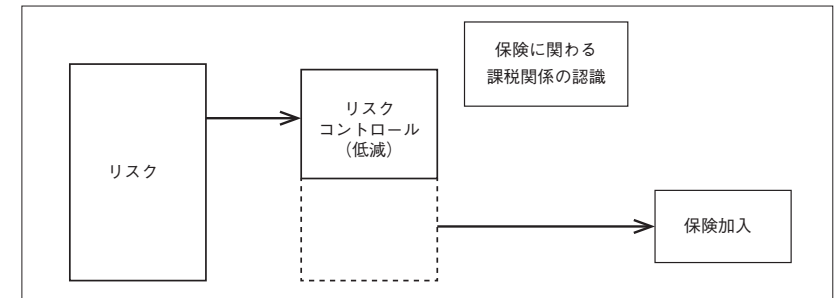
保険税務の位置づけ問題

消費者行動論の概念で整理すると、消費者が商品・サービスを購入する理由は、自分の「現状」と「理想とする状態」との差を認識し、その差を解消するためである。この考え方（工程）を中小企業における生命保険法人契約の話に適用すると、どうなるだろうか。

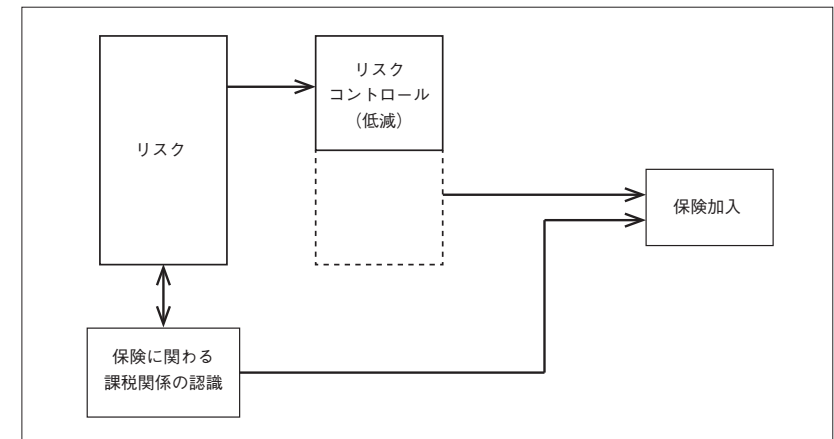
生命保険は人を対象とした保険である。このため、人に関わって生ずるリスク（人的リスク）が企業に存在する場合に、その対処のために生命保険法人契約を利用する。これを前提に、上記の工程を適用して整理すると以下ようになる。

中小企業経営者が自身の「企業における人的リスクや対処の現状」と「その対処に関わる理想とする状態」の差を認識する。差が放置できないほどの大きさであるなら、生命保険法人契約によって差を解消する。さて、問題は次である。もしこのような流れであれば、保険税務はどこに位置づけられるだろうか？ 生命保険を人的リスクへの対処手段と位置づけ

図表1-1 課税関係が中立の場合



図表1-2 課税関係が影響を与える場合



ると、この工程、特に差の認識という初期段階において税務は登場しない。したがって、このような形で生命保険法人契約が利用されると、これに関わる税務は、結果として適用されるだけである。ここでは中小企業経営者が生命保険を法人契約で利用する意思決定において税務は影響を与えない。いわば中立である。これに対してもう一つの考え方がある。すなわち生命保険法人契約を利用するかどうかの意思決定に保険税務が影響を与える、とする考え方である。

上記図表1-1は中立な場合のプロセスを、図表1-2は影響を与える場合のプロセスをそれぞれ示している。

図表1-2の場合、保険税務は生命保険法人契約を利用するかどうかを決める際のインセンティブとして位置づけられる。ここでは税務は結果で

はなく、原因の一つとして初期工程で登場する。「保険税務は中立か、インセンティブか」は重要な保険税務の位置づけ問題といえる。今般の法令解釈通達がこの位置づけに変化をもたらす可能性もある。本書では、この位置づけ問題を確認していく。

所得の計算における原則的考え方

企業における当年度の所得計算に関する原則的考え方は、もともと法人税法第22条により規定されている。この規定を原則として、様々な売上げや費用に類するものの解釈がなされ、実際の運営が行われている。この原則的規定の適用について個別領域に関する通達等が出されている場合がある。このうち、生命保険については、相当程度の問題を抱えたなかで、令和元年に法令解釈通達が発遣された。

法人税法第22条は、各事業年度の所得の金額の計算について規定したものである。

(法人税法第22条)

- ① 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。
- ② 省略
- ③ 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
 - 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
 - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- ④・⑤ 省略

条文にあるように「損金の額に算入すべき金額」は（益金の額と同様）「当該事業年度の費用」である。これが原則である。逆に言うと、当該事業年度を超えた（次年度以降の）費用は、長期の前払費用として資産に計

上することになる。

生命保険の保険料と生命保険法人契約に関わる資産計上ルール

生命保険は、保険期間が長期にわたる（1年を超える）。さらにその保険期間における死亡率（及び保険事故の対象となる要因の発生率）を平準化して、毎年同額の保険料（平準保険料）が設定されている。保険期間の全期にわたって保険料を支払う形態を、全期払いという。この全期払いにおける当年の保険料は、保険契約上はその期の保険料である。次年度以降分を前もって収めることを前納というが、当年の保険料だけを納めれば、保険契約上は、その時期の保険料を納めただけの話になる。

ところが、これを税務上の費用として当年分と考えてよいかというと、話は別である。なぜなら、平準払保険料方式をとっているために、当年の保険料であっても、その中に次年度以降の前払部分が織り込まれているからである。そこで、税務取扱いにおいては当年の保険料を「当年分の損金の額」と、「前払部分として資産に計上する額」に分ける必要が生ずる。例として、50歳男女の10年間の死亡率をみてみよう。図表1-3に死亡率表（抜粋）を示す。

図表1-3 50歳男女死亡率（抜粋）

年齢	生保標準生命表2018 (死亡保険用)		第22回完全生命表	
	男性	女性	男性	女性
50	0.00285	0.00197	0.00266	0.00148
51	0.00311	0.00211	0.00293	0.00162
52	0.00337	0.00225	0.00323	0.00178
53	0.00364	0.00241	0.00355	0.00193
54	0.00391	0.00256	0.00391	0.00208
55	0.00422	0.00270	0.00432	0.00221
56	0.00458	0.00284	0.00475	0.00233
57	0.00500	0.00300	0.00518	0.00245
58	0.00546	0.00317	0.00560	0.00259
59	0.00597	0.00338	0.00609	0.00279

標準生命表は、公益社団法人日本アクチュアリー会が算出したもので、生保会社の保険料計算上の基準となる数値である（標準責任準備金の算出等にも使用される）。第22回完全生命表は、平成27年の国勢調査に基づく数値である。

50歳男性が10万人いると、1年間に285（266）人が死亡する（カッコの前は生保標準生命表2018、カッコの中は第22回完全生命表に基づく数値。以下同じ）。女性の場合、10万人いると1年間に197（148）人死亡する。10年目の59歳になると、男性は1年間で597（609）人、女性では338（279）人が死亡する。

当たり前の話だが、契約から契約の終期までの間、死亡率は年々上昇する。この死亡率に応じた保険料を、自然保険料という。これに対して、死亡率を平準化して、毎年同額の保険料として設定する方式を、平準保険料方式という。この平準保険料方式では、保険期間の前半においてはその時期の自然保険料より多い額を保険料として受け取る。この超過部分は、平準保険料が保険期間の後半において自然保険料より少ない額となる時期の支払いのために積み立てられる。これを責任準備金という。保険を途中で解約した場合には、この責任準備金を基準に解約返戻金が支払われることになる。

以上のことからわかるように、平準保険料方式を採る生命保険を法人契約で利用すると、全期払いの当年保険料であっても、一定期間、前払保険料が織り込まれている。このため、ケースによっては資産に計上する必要が生ずる。ところが前払保険料は、個々の契約単位には不明である。

法令解釈通達の原則的考え方

生命保険に加入する年齢、保険期間、保険金の設定（定額や通増、あるいは一定期間災害重視型など）によって、当年の危険保険料（当年の費用として損金算入できる部分）と前払保険料の構成は異なる。そこで簡便法として、通達によりその取扱いルールが提示される。簡便法なので、実際の保険契約における前払保険料の構成とはずれが生ずる。このずれが大きくなければ、通達は変更されず、ルールとして維持される。しかし、再三ルールが変わってきたことはご存じのとおりである。直近では、令和元年

6月28日に法令解釈通達が改正され、ルールが変更されている。

令和元年6月の法令解釈通達改正の際、パブリックコメントに対する見解をまとめた「別紙1 御意見の概要及び国税庁の考え方」（以下「別紙1」という）が添付され、この中で国税庁は次のように述べている。

「支払保険料の中に含まれる前払部分の保険料の額は、保険契約者には通知されず、把握できないことから、今般の改正では、保険契約者が把握可能な指標で、前払部分の保険料の累積額に近似する解約返戻金に着目し、解約返戻率に基づいて資産計上すべき金額を算定することとしています。」（「別紙1」4頁最上段回答）

法令解釈通達においては「解約返戻金＝前払部分の保険料の累積額に近似する」ものとされていることがわかる。この前提により、解約返戻率を基準として資産計上部分が確定する。また当年の損金に算入される額がその残額として確定する。

解約返戻金が「前払保険料の累積額に近似する」としても、保険商品によってその近似する度合いは異なる（例えば「低解約返戻タイプ」などの特約）。いわば原則とのずれである。今般の法令解釈通達は、「別紙1」に示される考え方によってそこに明確な考え方を示した。実際の前払保険料が契約者には不明のため、簡便法として通達（今般ルール）によるが、

「国税庁としては、予測可能性の確保等の観点から、支払保険料の損金算入時期の取扱いについて、御意見のように、長期的に持続可能なものとするのが望ましいと考えています。その一方で、保険会社各社の商品設計の多様化、長寿命化その他の経済環境等の変化などに伴い、その取扱いの見直しが必要と認められた場合には、適時適切に対応していく必要があると考えています。国税庁としては、御意見のような保険商品やその利用実態も含め、保険商品全般の実態を引き続き注視し、必要に応じて取扱いの適正化に努めてまいります。」（「別紙1」2頁最下段回答。下線は筆者）

令和元年法令解釈通達によりルールを示したが、本来の原則から大きく

ずれが生じたような実態があれば（「保険商品の実態を引き続き注視……」）、国税庁は、今後もその適正化に努めるとの方針を示している。

本書の構成

次章以降では、まず生命保険の商品の基本となる考え方を確認する。次に中小企業における経営者の人的リスクについて整理する。その上で、保険会社の商品例を使い、内容を確認していく。これにより保険税務の位置づけ（加入行動に中立かインセンティブか）を確認しよう。

次に、一般従業員を対象とした法定外福利厚生と退職給付について整理する。この法定外福利厚生と退職給付に関わる生命保険商品及び少額短期保険商品の内容を検討し対応関係を整理する。

以上により生命保険法人契約の中小企業における意義と保険税務の位置づけ（インセンティブか中立か）を明らかにすることとしたい。

第2章 生命保険の基本的概念

本章では、生命保険の基本について整理する。一部については税務上の規定と関連づけて取り上げる。これは従来の概念と法令解釈通達（令和元年6月28日）以後との相違を理解するためである。

まず初めに生命保険の基本となる分類を取り上げる。本稿のテーマは「中小企業における生命保険法人契約」なので、主に死亡保険に関わる領域が中心である。

次に、保険料の払込期間としての全期払いと短期払いについて整理する。税務上の規定に関する理解において、この問題は若干、誤解のある領域と思える。

保険の分類

保険の概念上の分類は、細かく多岐にわたる。まず全体的な区分としては「生命保険」と「損害保険」、「その他（傷害保険・疾病保険）」の三つが存在する。「その他」は更に、「傷害疾病損害保険契約」と「傷害疾病定額保険契約」に分けられる。図表2-1に保険分類を示す。

図表2-1 保険分類概念図

	人保険		物（物財）保険
	生命	その他（傷害・疾病）	
損害保険	—	傷害疾病損害保険契約	損害保険契約
生命保険	生命保険契約	傷害疾病定額保険契約	—

（出典）日本損害保険協会HPより筆者作成

このうち、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約が、中小企業における「生命保険法人契約」として本書において主に取り上げられる対象である。したがって、本稿における「生命保険」という用語の使い方は、一般